研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 6 月 2 1 日現在

機関番号: 32678

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2021~2023

課題番号: 21K00946

研究課題名(和文)ローマ帝政前期における皇帝裁判の実態に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Basic Research on the actual situations of the Imperial Court in the Roman

Empire

研究代表者

新保 良明 (Shimpo, Yoshiaki)

東京都市大学・共通教育部・教授

研究者番号:60206331

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は第一に前27~後235年の皇帝裁判で被告となった元老院議員を諸史料から確認し、その全体像分析の裁判事例収集を目指した。そして第二には当該期における皇帝による裁定という意味で広義の皇帝裁判と言える「勅答subscriptio」の事例をディゲスタなど法文史料から洗い出すことを目指し

た。 その結果、 その結果、第一の課題については、約260年間に延べ132名の被告が確認された。この数値は一見、少ないように見えるかもしれないが、五賢帝期には皇帝裁判は行われていない点を想起しておきたい。一方、第二の課題については、82の勅答が抽出された。かくて、裁判事例に関する基礎データの収集という課題はクリアできた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 ローマ帝政前期を通しての皇帝裁判に関して実例を丹念に収集する研究は我が国のみならず、欧米学界でも見られない。というのも、これまでは皇帝裁判権の法的根拠がどこにあるのかという法学的視野からの研究に収斂してきたからである。これに対して、本研究は司法権の根拠を問うことを最初から放棄して、実態面に注目し、皇帝裁判の判決の妥当性に着目した。しかし、そのためには、どの程度の被告がいたのか、罪状は何か、判決に不当性はないのかを先ずは確認する必要を感じた。

被告とその判決を列挙することはできたが、これらは基礎データであるため、詳細な分析はこれからの新たな課題となる。

研究成果の概要(英文): This study aimed, firstly, to identify from various historical sources the senators who were defendants in imperial trials between 27 BC and 235 AD, and to collect court cases for an overall analysis of those trials. Secondly, it aimed to identify examples of "imperial subscription" from legal documents such as the Digesta, which could be considered imperial trials in the broad sense of the term in that they were rulings made by the emperor during that period.

As a result, for the first task, a total of 132 defendants were identified over a period of approximately 260 years. At first glance, this number may seem small, but it should be remembered that imperial trials did not take place during the period of the Five Good Emperors. Meanwhile, for the second task, 82 imperial subscriptions were extracted. Thus, my task of collecting basic data on imperial court cases was completed.

研究分野: 古代ローマ史

キーワード: 皇帝権力 皇帝裁判 判決 ローマ法 元老院議員 勅答

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

皇帝裁判は皇帝が言わば検事と裁判官を兼務するため、主観的にして独善的な判決を下しうる構造を呈している。そのため、皇帝権力の有り様を考えるに際し、重要なファクターを成す。しかしながら、研究史を踏まえると、皇帝裁判権の司法的基盤が如何なる権限に立脚しているのかを専ら制度的に解明しようとしてきた点は否めない。それはそれで、有益な研究対象と言えようが、皇帝権力を考えるに当たっては、そもそもどの程度、皇帝裁判が行われたのかという実態を把握してみることが重要であると考えた。

2.研究の目的

そこで、本研究は皇帝裁判の制度的枠組みを明らかにすることを一先ず放棄し、当該裁判がどの程度行われていたのか、つまりどのくらいの元老院議員が裁かれたのかという実態面の解明を優先することにした。かかる面は我が国のみならず、欧米の学界でも等閑視されてきたからである。

3.研究の方法

各皇帝の治世に関わる文学史料を読み込み、皇帝裁判で裁かれた被告議員の指名と罪状、判決内容を列挙していくというシンプルな方法を取った。ただし、初代皇帝アウグストゥスの即位(前27年)から西ローマ帝国の滅亡(後476年)といった幅広いレンジで被告議員を確認していくことには時間的に無理を感じた。そこで、アウグストゥス以降で、かつ軍人皇帝時代に突入するまでの約260年間(前27~後235年)に照準を合わせた。軍人皇帝時代の史料はその信憑性が疑われるため、帝政前期全体を視野に収めることに限界と史料上の危険性を懸念したからである。

4.研究成果

本研究は第一に前27~後235年の皇帝裁判で被告となった元老院議員を諸史料から確認し、その全体像分析の裁判事例収集を目指した。そして第二には当該期における皇帝による裁定という意味で広義の皇帝裁判と言える「勅答subscriptio」の事例をディゲスタなど法制史料から洗い出すことを目指した。

その結果、以下の事実が確認された(2021、2022、2023年の順で記す)。

- (1) ユリウス・クラウディウス朝(具体的にはカリグラ~ネロ帝期)・・・皇帝裁判の被告議員は延べ60名(ネロの家庭教師にして、ブレインであった哲学者の元老院議員セネカは複数回、裁かれているため、「延べ」とした)を数えた。ちなみに、この間の元老院裁判の被告議員は延べ44名を数える。従って帝政初期の時点で、相当数の裁判が元老院議員にふりかかり、彼らの多くが制度上「合法的に」粛清されたと言えるであろう。共和政の継続を建前としながら、「市民の中の第一人者」を標榜する「元首政」の理念は現実レヴェルでどれほど信憑性をもって人々から受容されていたのか極めて疑わしいと言えよう。
- (2) フラウィウス朝・五賢帝(マルクス・アウレリウスの息子コンモドゥス期も含む): 皇帝裁判の被告議員は53名を数えた。とはいえ、その大多数はドミティアヌス帝(81-96年) コンモドゥス帝(180-192年)の治世に集中している。両名は悪帝で名高いので、さほど違和感はない。独裁者として、司法権を十二分に利用したということであろう。一方、当該期の元老院裁判の被告は4名、認められる。その裁判はトラヤヌス帝の死の直後、ハドリアヌス帝が故トラヤヌス帝の遺書に基づく養子縁組手続きの執行にからんで、発生している。同帝は五賢帝の一人として後世、評価されながら、同時代人からは「悪まれた」わけである。
- (2) : 2021 年度の(1)段階では、皇帝の「勅法 subscriptio」の存在をさほど意識しなかったのであるが、2022 年度には広義の皇帝裁判として視野に入れねばならないと自覚するようになった。この勅答とは、係争当事者(私人と私人の間であれ、私人と都市の間であれ、都市と都市の間であれ)が皇帝に対し、係争内容を記して、裁定を求める請願書を発送したことを受け、皇帝が求められた裁定結果を請願書の下に記載して、公示するというものである。2世紀に、このような請願書と裁定結果は皇帝文書庫にファイル形式で保管されることになった。これを法学者らが参照して、自説の根拠として引用した結果、ディゲスタなどの法制史料は2世紀以降、多くの勅答を示している。それは69件を数える。
- (3) セプティミウス朝(193-235年): 当該期の皇帝裁判の被告議員は59名を数えた。毎年、

- 1名以上が裁かれていることになる。
- (3) : セプティミウス朝下の勅答は29件、確認できた。五賢帝期に比べ、件数の減少は皇帝による裁定忌避という職務放棄を直ちに示さない。というのも勅答は過去の皇帝による勅答再確認を当該期に示してやまないからである。
- (4)第一の課題については、約260年間に延べ132名の被告が確認された。この数値は一見、少ないように見えるかもしれないが、五賢帝期には皇帝裁判は行われていない点を想起しておきたい。一方、第二の課題については、82の勅答が抽出された。かくて、裁判事例に関する基礎データの収集という課題はクリアできた。

5		主な発表論文等	÷
---	--	---------	---

〔雑誌論文〕 計0件

[学会発表] 計1件(うち招待講	演 0件/うち国際学会 0件)					
1.発表者名 新保良明						
391 M. CC 773						
2.発表標題						
ローマ市以削期における都市の)政務官・参事会・民会 - 自治の諸相 -					
3 . 学会等名						
歷史学研究会						
4.発表年						
2024年						
〔図書〕 計0件						
〔産業財産権〕						
() () () () () () () () () ()						
〔その他〕 新保息田『ローマ皇帝・謙談社(選書・	【チェン 第7音 ローマ皇帝と「注のての不平等」・執筝由					
新保良明『ローマ皇帝』講談社(選書メチエ)、第4章 ローマ皇帝と「法の下の不平等」: 執筆中						
6 . 研究組織						
氏名 (ローマ字氏名)	所属研究機関・部局・職	備考				
(研究者番号)	(機関番号)	T 9				
7 . 科研費を使用して開催した国際研究集会						
7・17 前見で区市ので開催した国际制力未公						
〔国際研究集会〕 計0件						
8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況						
○ . 本研えに財産して実施した国际共同研究の実施状況						
共同研究相手国	—————————————————————相手方研究機関	相手方研究機関				